

司法書士

レベルを体感！
実践力PowerUp講座 模擬講義

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 244061

SU24406

第2節 株主総会以外の機関の設置

一 必須機関（取締役）

株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない（会326 I）。

二 任意機関（取締役会等）

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる（会326 II）。



ワンポイント解説

機関の設置が会社法327条・328条により強制されるものであっても、当該機関を設置する旨の定款の定めをしなければ、当該機関を設置することはできず、その選任をすることもできない（会326 II）。

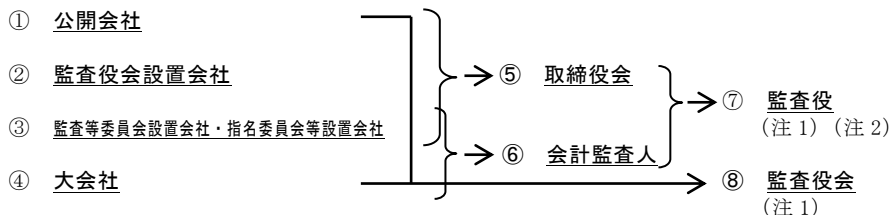
逆に取締役会設置が強制されている株式会社は、定款に定めがなくても、取締役会設置会社には該当する。

三 取締役会の設置義務等

株主総会と取締役以外の機関は原則として任意機関であるが、一定の場合に一定の機関の設置が義務づけられる場合がある（会327・328）。

また、取締役会設置会社においては、取締役の員数は3人以上であることを要する（会331 V）。この制限を守る限り、定款をもってその最高・最低員数を定めてもよい。

■ 機関の設置義務の関係



(注1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社には、監査役（会）を置くことはできない（会327IV）。

(注2) 取締役会設置会社であっても、非公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない（会327 II但書）。

■ 株式会社の機関設計

	機関名	任意機関について設置義務が発生する場合
必須 機関	株主総会	
	取締役	
任意 機関	取締役会	① <u>公開会社</u> ② <u>監査役会設置会社</u> ③ <u>監査等委員会設置会社</u> ④ <u>指名委員会等設置会社</u> (会327 I)
	監査役 (注1)	① <u>取締役会設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会327 II 本文) (注2) ② <u>会計監査人設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会327 III)
	監査役会 (注1)	① <u>公開会社である大会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)</u> (会328 I) [28-30-1]
	会計 監査人	① <u>監査等委員会設置会社</u> (会327 V) ② <u>指名委員会等設置会社</u> (会327 V) [28-30-4] ③ <u>大会社</u> (会328 I II)
	会計参与	
	監査等委員会	
指名委員会等 (注3)		

(注1) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない (会327IV)。

(注2) 取締役会設置会社(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。)であっても、非公開会社である会計参与設置会社については、監査役を置く必要はない(会327 II 但書)。

(注3) 指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない(会327VI)。

■ 関連知識 ■

事業年度末日において大会社に該当するか否かを判断し、当該事業年度に係る定時株主総会において、大会社になる。 [28-30-7]

非公開会社で大会社は取締役会を置かなくてもよい。 [28-30-7]

(1) 取締役会の設置義務

以下の株式会社は、取締役会を置かなければならない（会327 I）。

① 公開会社	※1
② 監査役会設置会社	※2
③ 監査等委員会設置会社	
④ 指名委員会等設置会社	※3

※1 株主が頻繁に変動する公開会社では、株主は経営に参画する意思がないことが多いので、取締役会に各取締役の監視をさせる必要があるためである。

非公開会社では、従来の有限会社と同様に株主の変動がほとんどないため、株主が直接経営に参画し、各取締役への監視を行なう機関設計を採用することを可能としたのである。

※2 取締役会を設置しないという簡易で機動性の高い機関設計を選んでおきながら、監査役に関してだけ複雑で大がかりな仕組みを設けるニーズはないはずだからである。

※3 執行役に業務執行に関する大幅な権限委譲をするためには、**執行役に対する監視・監督機能が充実**していることが前提となる。

そこで、三委員会を含めた**取締役会**による監督が必要となるのである。

(2) 監査役の設置義務

以下の株式会社は、**監査役**を置かなければならない（会327 II III）。

① 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）	※1
② 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）	※2

※1 取締役会を設置した会社は、会社の業務に関する意思決定や業務執行者の監督は原則として取締役会に委ねられる。

↓ゆえに

株主総会において決議できる事項は、「会社法に規定する事項」及び「定款で定めた事項」についてのみ決議できる（会295 II）として、限定される。

↓そこで

株主総会での決議事項が減少し、株主総会を通じた株主による関与が希薄化する分、株主に代わり取締役の業務執行を監督する機関、つまり監査役**が必要となる。**

ただし、取締役会設置会社でも**非公開会社**で**会計参与設置会社**では、監査役不要である（会327 II 但書）。

→ 大会社以外の非公開会社では、監査役を置くよりも**株主が直接取締役を監督する方**が効果的な場合もあるので、**株主の監督権限を大幅に強化すること**（会367・357 I・360 I II等）と引き替えに監査役を設置しなくてもよいとした。

また、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成することにより、一定程度の計算書類の適正を確保できるからである。

※2 会計監査人については、**経営陣からの地位の独立性**が重要

↓そこで

監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役（監査役が2人以上ある場合には監査役の過半数をもって、監査役会設置会社においては監査役会）が決定する（会344）ことで、その独立性を確保するとともに、会計監査人の選任につき監査役等の意思を反映させようと考えた。

(3) 監査役会の設置義務

公開会社である**大会社**（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）は、監査役会を置かなければならない（会328 I）。

※ 株主が不特定多数で、かつ、会社債権者も多数であることが想定され、ガバナンス強化のためである。

(4) 会計監査人の設置義務

以下の株式会社は、会計監査人を置かなければならない（会328 I・会327V）。

① 監査等委員会設置会社	
② 指名委員会等設置会社	※1
③ 大会社（会328）	※2

※1 執行役に業務執行に関する大幅な権限委譲をするためには、執行役に対する監視・監督機能が充実していることが前提となる。

そこで、会計監査人による適正な財務書類の作成を通じた財務面での監督が必要となるのである。

※2 株主が不特定多数で、かつ、会社債権者も多数であることが想定され、ガバナンス強化のためである。

(5) 監査役の非設置会社

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない（会327IV）。

(6) 監査等委員会非設置会社

指名委員会等設置会社は、監査等委員会を置いてはならない（会327VI）。

(7) 社外取締役の設置義務

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない（会327の2）。

[28-30-才]

■ 株式会社の各機関とその役割

		業務内容・権限
取締役	取締役会 設置会社	取締役会を通じて会社の業務執行の意思決定をし、取締役相互の業務の監督に関与する（会362 I II）。
	取締役会 設置会社でない 株式会社	株式会社の業務を執行し、原則として株式会社を代表する（会348 I・349 I）。
取締役会	取締役全員で構成される会議体であって、業務執行に関する意思決定、取締役及び執行役の職務執行の監督及び代表取締役の選定及び解職を権限とする機関である（会362 II）。	
代表 取締役	会社を代表する機関であり（会349 I III）、かつ、業務執行機関である（会363 I ①）。	
監査役	取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務執行の監査をし、法務省令で定めるところにより監査報告を作成する会社の機関である（会381 I、施規105）。	
監査役会	すべての監査役によって組織される機関であり、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職のほか、監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務に関する事項の決定を行う（会390 I II）。	
監査等 委員会	監査等委員会とは、全ての監査等委員をもって構成され（399の2 I）、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監督及び監査報告の作成等を行う機関である（399の2 III ①）。	
会計 監査人	株式会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査し、法務省令で定めるところにより会計監査報告を作成する会社の機関である（会396 I、施規110）。	
指名 委員会等	指名 委員会	株主総会に提出する取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の選任及び解任に関する議案の内容を決定する（会404 I）。
	監査委 員会	執行役等の職務の執行の監査及び監査報告の作成と、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をする（会404 II）。
	報酬委 員会	執行役等（執行役及び取締役をいい、会計参与設置会社にあつては執行役、取締役及び会計参与をいう。）の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が指名委員会等設置会社の支配人その他使用人を兼ねているときは、当該支配人その他使用人の報酬等についても同様である（会404 III）。
執行役	指名委員会等設置会社の業務の執行をし、また、取締役会の決議によって委任を受けた指名委員会等設置会社の業務の執行の決定を行う（会418）。	
代表 執行役	指名委員会等設置会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、指名委員会等設置会社を代表する（会420 III・349 IV）。	
会計参与	取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）と共同して計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を作成し、法務省令で定めるところにより会計参与報告を作成する会社の機関である（会374 I VI、施規102）。	

第3節 役員及び会計監査人の選任及び解任

一 選任

1 選任機関等

(1) 株主総会での選任

役員及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任される（会329 I）。

監査等委員会設置会社における取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない（会329 II）。



ワンポイント解説

「役員」とは、取締役、会計参与及び監査役をいう。執行役や会計監査人は「役員」には含まれない。

(2) 種類株主総会での選任

取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。）又は監査役の選任権付種類株式を発行している場合は、その種類株主総会の決議によって選任される（会108 I ⑨・347 I II）。



発展論点

たとえば、監査等委員会設置会社でない株式会社において、3人の取締役を選任する場合において、ある取締役選任権付株式の内容として2名の取締役を選任することとされている場合、当該株式の種類株主総会において2名を選任し、残りの1名は、当該株式以外の種類の株式の株主によって構成される種類株主総会によって選任される。したがって、この場合には、通常株主総会で取締役が選任されることはない（会347 I・329 I）。

(3) 決議要件

役員及び会計監査人の選任は、株主総会又は種類株主総会の普通決議による。

■関連知識■

□ 役員（取締役、会計参与及び監査役）を選任し、又は解任する株主総会又は種類株主総会の決議については、定款をもってしても定足数を議決権の3分の1未満に下すことはできない（会341・347 I II）。

また、決議要件を定款で加重することもできるが、議決権割合を加重することのみが認められており、頭数要件を付加することはできない（会341・347 I II）。

なお、会計監査人は役員ではないため、会社法341条の適用はなく、株主総会決議の定足数を議決権の3分の1未満に下すことなども可能である。

2 株式会社と役員等との関係

株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う（会330）。

二 解 任

1 解任機関等

(1) 株主総会での解任

役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる（会339 I）。

(2) 種類株主総会での解任

取締役又は監査役の選任権付種類株式を発行している場合は、原則としてその種類株主総会の決議によって解任される（会347 I II）。

(3) 決議要件

(a) 原 則

役員及び会計監査人の解任は、株主総会又は種類株主総会の普通決議による。ただし、役員の解任については、定款規定をもってしても、定足数を議決権の3分の1未満に下すことはできない（会341括弧書）。

(b) 例 外

① 累積投票により選任された取締役又は監査等委員である取締役の解任

累積投票により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は監査等委員である取締役を解任する場合は、株主総会の特別決議によらなければならない（会309 II ⑦・344の2 III・339 I）。[19-31-イ][26-30-ウ]

② 監査役の解任

監査役を解任する場合は、株主総会又は種類株主総会の特別決議によらなければならない（会309 II ⑦・324 II ⑤）。[19-31-イ][23-30-才]

2 損害賠償

解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる（会339Ⅱ）。

■関連知識■ 一 監査役等による会計監査人の解任一

□ 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会，監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会，指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）は，会計監査人が次のいずれかに該当するときは，その会計監査人を解任することができる（会340ⅠⅣⅤⅥ）。

[19-31-才][21-29-イ]

- ① 職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき
- ② 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき
- ③ 心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき

なお，この会計監査人の解任は，監査役が2人以上ある場合には監査役の全員の同意（監査役会設置会社にあつても監査役の全員の同意，監査等委員会設置会社にあつては監査等委員全員の同意，指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の委員全員の同意）によって行わなければならない（会340ⅡⅣⅤⅥ）。[30-31-ウ]

また，上記の規定により会計監査人を解任したときは，監査役（監査役が2人以上ある場合にあつては監査役の互選によって定めた監査役，監査役会設置会社にあつては監査役会が選定した監査役，監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会が選定した監査等委員，指名委員会等設置会社にあつては監査委員会が選定した監査委員会の委員）は，その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告しなければならない（会340ⅢⅣⅤⅥ）。

■ 役員解任

株主総会決議による解任 (会339)	決議機関	株主総会 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。）又は監査役の選任に関する種類株式（会108 I ㉑）が発行された場合は、原則として当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（会347）
	決議要件	普通決議（注1）
	損害賠償	正当事由がないのに任期の満了前に解任された役員は、会社に対し、解任によって生じた損害賠償を請求することができる（会339 II）
役員解任の訴え (会854～856)	訴え提起事由	役員が職務の執行に関し <u>不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実</u> があつたにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決された場合 [24-31-1] [25-31-1]
	提訴期間	決議の日から30日以内
	提訴権者	① <u>総株主</u> （次に掲げる株主を除く。）の議決権の100分の3（注2）以上の議決権を6か月前（注3・4）から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。） i 当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主 ii 当該請求に係る役員である株主 ② <u>発行済株式</u> （次に掲げる株主の有する株式を除く。）の100分の3（注2）以上の数の株式を6か月前（注3・4）から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。） i 当該株式会社である株主 ii 当該請求に係る役員である株主
	被告	<u>当該株式会社及び解任の対象である役員</u>
	管轄	当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄

（注1）累積投票によって選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は監査等委員である取締役と、監査役の解任をするには、特別決議が必要である（会309 II ⑦・344の2 III・339 I）。

（注2）定款でこれを下回る割合を定めることができる。

（注3）公開会社でない株式会社においては、「6か月」の保有期間要件はない（会854 II）。

（注4）定款でこれを下回る期間を定めることができる。

■ 関連判例 ■

- 会社法854条を適用又は類推適用して、株主が訴えをもって、退任後もなお会社の役員としての権利義務を有する者の解任請求をすることは許されない（最判平20.2.26）。

[22-34-4]

三 選任及び解任の手續に関する特則

1 累積投票による取締役の選任

(1) 意義

累積投票による取締役の選任の決議については、株主は、その有する**株式1株（単元株式数を定款で定めている場合にあつては、1単元の株式）につき**、当該株主総会において**選任する取締役の数と同数の議決権**を有する（会342Ⅲ前段）。

この場合においては、株主は、1人のみに投票し、又は2人以上に投票して、その議決権を行使することができる（会342Ⅲ後段）。

そして、累積投票による場合には、投票の最多数を得た者から順次取締役に選任されたものとされる（会342Ⅳ）。

(2) 要件

株主総会の目的である事項が**2人以上の取締役**（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。）の選任である場合には、株主（議決権を行使できる株主に限る。）は、**定款に別段の定めがあるときを除き**、株式会社に対し、累積投票により取締役を選任すべきことを**請求**することができる（会342Ⅰ）。この請求は、株主総会の日の**5日前**までにしなければならない（会342Ⅱ）。

■ 累積投票制度

意義	株主総会の取締役選任決議において、1株（単元株式数を制度している場合は1単元の株式）につき選任する取締役の数と同数の議決権を付与する制度（会342Ⅲ前段）。
要件	① 株主総会で2人以上の取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。）を選任する場合であること（会342Ⅰ） ② 定款で累積投票制度を排除する旨が定められていないこと（会342Ⅰ） ③ 株主総会の日の5日前までに株主から株式会社に請求すること（会342Ⅱ）
累積投票の排除	定款で、累積投票を排除することができる（会342Ⅰ）

※ 会計参与・監査役については、累積投票による選任の制度は存しない（会342参照）

[24-31-㉔]

■ 累積投票

	創立総会	種類創立総会	株主総会	種類株主総会
原則	○（会89）	/	○（会342）	/
例外	定款で排除可 （会89）		定款で排除可 （会342）	

※ 累積投票の規定は、種類創立総会又は種類株主総会には準用がない（会86・325参照）。

2 役員の選任等に関する同意権等

次表を参照いただきたい。

■ 役員及び会計監査人の選任・解任に関する同意権等 [24-31-才]

	監査役等の同意権・決定権	監査役等の請求権	意見陳述権
監査役の選任等	<p>取締役は、次に掲げる行為をするには、<u>監査役（の過半数）</u>（監査役会設置会社にあつては<u>監査役会</u>）の同意を得なければならない（会343 I Ⅲ）。</p> <p>① 監査役の<u>選任議案</u>を株主総会に提出すること。 [19-31-ウ] [21-29-イ] [26-30-イ] [30-31-イ]</p>	<p><u>監査役</u>（監査役会設置会社にあつては<u>監査役会</u>）は、取締役に対し、次に掲げる行為を請求することができる（会343 II Ⅲ）。</p> <p>① 監査役の<u>選任議案</u>を株主総会に提出すること。 ② 監査役の<u>選任</u>を株主総会の議題とすること。</p>	<p>監査役は、株主総会において、<u>監査役の選任・解任・辞任</u>について<u>意見</u>を述べることができる（会345 I IV）。</p> <p>監査役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会において、<u>辞任した旨・その理由</u>を述べる（会345 II IV）。</p>
監査等委員である取締役の選任等	<p>取締役は、次に掲げる行為をするには、<u>監査等委員会の同意</u>を得なければならない（会344の2 I）。</p> <p>① 監査等委員である取締役の<u>選任議案</u>を株主総会に提出すること。</p>	<p><u>監査等委員会</u>は、取締役に對し、次に掲げる行為を請求することができる（会344の2 II）。</p> <p>① 監査等委員である取締役の<u>選任議案</u>を株主総会に提出すること。 ② 監査等委員である取締役の<u>選任</u>を株主総会の議題とすること。</p>	<p>監査等委員である取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役の選任・解任・辞任</u>について<u>意見</u>を述べる（会342の2 I）。（注1）</p> <p>監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会において、<u>辞任した旨・その理由</u>を述べる（会342の2 II）。</p>
以外の取締役の選任等			<p>監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任もしくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べる（会342の2IV）。</p> <p>[28-31-ウ]</p>
会計参与の選任等			<p>会計参与は、株主総会において、<u>会計参与の選任・解任・辞任</u>について<u>意見</u>を述べる（会345 I）。 [R3-30-7]</p> <p>会計参与を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会において、<u>辞任した旨・その理由</u>を述べる（会345 II）。</p>
会計監査人の選任等	<p>監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の<u>選任・解任・不再任</u>に関する議案の内容は、<u>監査役（の過半数）</u>（監査役会設置会社にあつては<u>監査役会</u>、監査等委員会設置会社にあつては<u>監査等委員会</u>、指名委員会等設置会社にあつては<u>監査委員会</u>）が決定する（会344、399の2 III ②、404 II ②）。</p>		<p>会計監査人は、株主総会において、<u>会計監査人の選任・解任・不再任・辞任</u>について<u>意見</u>を述べる（会345 I V）。</p> <p>会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会において、<u>辞任した旨・その理由</u>を述べる（会345 II V）。（注2）</p>

（注1）監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任について監査等委員会の意見を述べる（会342の2 IV）。

意見陳述権は「同じ役職」について認められるのが原則だが、ここは「他の役職」について認められる例外的な場面

（注2）監査役等により会計監査人を解任された者（会340 I）は、解任後最初に招集される株主総会において、解任についての意見を述べる（会345 II V）。

四 欠格事由・兼任禁止

	資格	欠格事由	兼任禁止
取締役	特になし	会331 I	監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない（会331Ⅲ）。 指名委員会等設置会社の取締役は、当該指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない（会331Ⅳ）（注）
監査役	特になし	会335 I・331 I	株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない（会335Ⅱ）
会計参与	①公認会計士 ②監査法人 ③税理士 ④税理士法人 （会333 I）	① 株式会社又はその子会社の取締役、監査役、若しくは執行役又は支配人その他の使用人 ② 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者 ③ 税理士法43条の規定により同法2条2項に規定する税理士業務を行うことができない者（会333Ⅲ①～③）	/
会計監査人	①公認会計士 ②監査法人 （会337 I）	① 公認会計士法の規定により、435条2項の計算書類について監査をすることができない者 ② 株式会社の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者 ③ 監査法人でその社員の半数以上が②に掲げる者であるもの（会337Ⅲ①～③）	/
監査等委員	取締役であることを要する （会399の2Ⅱ）	会331 I 取締役の欠格事由に該当した場合は、前提資格を失うため、監査等委員も退任しなければならない。	監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない（会331Ⅲ）

監査委員	取締役であることを要する (会400Ⅱ)	<p style="text-align: center;">会331Ⅰ</p> 取締役の欠格事由に該当した場合は、前提資格を失うため、監査委員も退任しなければならない。	指名委員会等設置会社若しくはその子会社の執行役員若しくは業務執行取締役又は指名委員会等設置会社の子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない(会400Ⅳ)
------	-------------------------	---	---

(注) 指名委員会等設置会社の取締役は取締役会を通じて執行役等の業務執行を監督する立場にあり、その立場にある者が執行役の指導命令を受ける使用人になることは、業務執行の監督と執行とを峻別する指名委員会等設置会社の趣旨に反すると考えられるからである(前田・会社法入門P510)。

五 役員等の補欠・欠員

1 補欠役員の選任

(1) 意義

株主総会の決議で役員（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役。）、会計参与及び監査役）を選任する場合に、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる（会329Ⅲ）。

(2) 決議事項

補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない（施規96Ⅱ）。

- ① 当該候補者が補欠の役員である旨
- ② 当該候補者を補欠の社外取締役として選任するときは、その旨
- ③ 当該候補者を補欠の社外監査役として選任するときは、その旨
- ④ 当該候補者を1人又は2人以上の特定の役員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名（会計参与である場合にあつては、氏名又は名称）
- ⑤ 同一の役員につき2人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
- ⑥ 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

(3) 有効期間

補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする（施規96Ⅲ本文）。

ただし、株主総会（当該補欠の役員を種類株主総会で選任する場合にあつては当該種類株主総会）の決議によってその期間を短縮することができる（施規96Ⅲ但書）。

■ 補欠の役員の選任 [29-31-ウ,エ,オ]

制度概要	役員が欠けた場合又は会社法若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備え、補欠の役員を選任することができる（会329Ⅲ）。
決議機関	株主総会（会329）
決議事項 （施規96Ⅱ） （注1）	<p>① 当該候補者が<u>補欠の役員</u>である旨</p> <p>② 当該候補者を<u>補欠の社外取締役</u>として選任するときは、その旨</p> <p>③ 当該候補者を<u>補欠の社外監査役</u>として選任するときは、その旨</p> <p>④ 当該候補者を1人又は2人以上の<u>特定の役員の補欠</u>として選任するときは、<u>その旨及び当該特定の役員の氏名</u>（会計参与である場合にあつては、氏名又は名称）</p> <p>⑤ 同一の役員につき<u>2人以上の補欠の役員</u>を選任するときは、当該<u>補欠の役員相互間の優先順位</u></p> <p>⑥ 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続（注2）</p>
決議の効力	<p><u>定款に別段の定め</u>がある場合を除き、<u>当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時まで</u></p> <p>ただし、<u>選任決議をした株主総会（種類株主総会）の決議により短縮することも可能</u>（施規96Ⅲ）（注3）</p>
就任承諾の時期	補欠役員として選任されたときでも、補欠の対象となる役員が欠けた後でもよい。
補欠役員の任期起算点	<u>選任時</u> である。（注4）

（注1）たとえば、次のような定め方が可能である。

- ① 候補者Aを、取締役の補欠とする（誰が欠けたとしても、Aが取締役となる）。
- ② 候補者Aを、取締役Bの補欠とする（取締役Bが欠けた場合にAが取締役となる）。
- ③ 候補者A及びBを補欠取締役として選任し、Aを第1順位、Bを第2順位とする。
- ④ 候補者Aを、社外取締役又は社外監査役の補欠として選任する（社外取締役が欠けた場合でも、社外監査役が欠けた場合でも、Aは就任することができる）。

（注2）具体的には、株主総会の普通決議による方法や、取締役会決議による方法等が考えられる。

（注3）株主総会決議（種類株主総会決議）では短縮することしかできないが、定款に別段の定めを設けることにより、当該期間を伸張することはできる。

（注4）補欠役員の任期は選任時から起算するため、選任時から起算して補欠の対象となる役員の任期を超えることとなった場合には、たとえ定款をもって決議が効力を有する期間を伸張したとしても、補欠役員の選任決議の効力は失われる。

2 役員等に欠員を生じた場合の措置

次表を参照いただきたい。

■ 役員等に欠員を生じた場合の措置

	権利義務役員	仮役員	職務代行者
意義	① 役員が <u>欠けた場合</u> 又は会社法もしくは定款で定めた役員の員数が <u>欠けた場合</u> であること ② <u>任期の満了</u> 又は <u>辞任</u> により退任した役員であること ↓ 新たに選任された役員（仮役員を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。	① 同 左 ② 利害関係人の申立てにより、 <u>裁判所</u> が、必要があると認めるとき ↓ 裁判所は、一時役員職務を行うべき者（仮役員）を選任することができる。	民事保全法第56条に規定する仮処分命令により選任された取締役又は代表取締役等の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、株式会社の <u>常務に属しない行為</u> をするには、 <u>裁判所の許可</u> を得なければならない。[18-33-ウ]
上段の規定の適用	取締役、会計参与、監査役（会346 I） 代表取締役（会351 I） [26-30-オ] 清算人（会479IV・346 I） 代表清算人（会483VI・351 I） 指名委員会等設置会社における各委員会の委員（会401 II） 執行役（会403 III・401 II） 代表執行役（会420 III・401 II） <u>会計監査人</u> ×（注1）	取締役、会計参与、監査役（会346 II） 代表取締役（会351 II） 清算人（会479IV・346 II） 代表清算人（会483VI・351 II） 指名委員会等設置会社における各委員会の委員（会401 III） 執行役（会403 III・401 III） 代表執行役（会420 III・401 III） <u>会計監査人</u> ×（注1）	取締役又は代表取締役（会352 I） 清算人又は代表清算人（会483VI・352 I） 執行役又は代表執行役（会420 III・352 I） （注2）

（注1）会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）は、仮会計監査人を選任しなければならない（会346IV VⅧⅧ）。

（注2）会計参与、監査役、各委員会の委員についても、上段の職務代行者の権限に関する規定がないだけで、職務執行停止の仮処分・職務代行者の選任の制度そのものはある（会917参照）。



ワンポイント解説

－欠員の意義－

- ① 「役員が欠けた場合」
法律上員数を明示していない役員が1人もいなくなった場合
- ② 「法律で定めた役員の員数が欠けた場合」
取締役会設置会社における取締役が3人を欠いた場合など、法律で最低員数が明示されている役員につき当該法律上の最低員数を欠くこととなった場合
- ③ 「定款で定めた役員の員数が欠けた場合」
役員につき定款で法律上の最低員数以上の最低員数を定めた場合において、当該定款上の最低員数を欠くこととなった場合

第4節 取締役

一 取締役の資格・員数・任期

1 取締役の資格等

取締役の資格等については、次表のとおりである。

■ 取締役の資格等

法令による制限 (会331 I) (注1・2・3) [R4-31-ウ]	① <u>法人</u> [22-29-I] ② 会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法・民事再生法・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律・会社更生法・破産法上の一定の罪を犯し、刑に処せられた者(注4) ③ ②以外の法令の規定に違反し、刑に処せられた者(注4)
定款による制限 (定款で株主に限定すること)	公開会社 : × (会331 II 本文) 非公開会社 : ○ (会331 II 但書) [22-29-I] [R4-31-7]
兼任禁止 (会331 III・IV)	監査等委員である取締役は、 <u>監査等委員会設置会社</u> 若しくはその <u>子会社</u> の <u>業務執行取締役</u> 若しくは <u>支配人</u> その他の <u>使用人</u> 又は当該子会社の <u>会計参与</u> (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは <u>執行役</u> を兼ねることができない。 指名委員会等設置会社の取締役は、当該 <u>指名委員会等設置会社</u> の <u>支配人</u> その他の <u>使用人</u> を兼ねることができない。

(注1) 未成年者を取締役に選任することはできる。[18-31-7] [22-29-ウ]

(注2) 成年被後見人が取締役に就任するためには、成年被後見人が、成年被後見人の同意を得て(後見監督人がいる場合には後見監督人の同意も必要)、成年被後見人に代わって就任の承諾をする(会331の2 I)。

(注3) 被保佐人が取締役に就任するためには、保佐人の同意を得て、被保佐人が就任の承諾をする(会331の2 II)。又は、保佐人が民法876条の4 Iの代理権付与の審判に基づき、被保佐人に代わって就任の承諾をする(331の2 III)。

(注4) 会社法関連の罪による場合の方が、厳格な欠格要件となっている。

	会社法関連の罪による (会331 I ③)	他の罪による (会331 I ④)
欠格事由に該当する 刑の種類限定	無	有 (禁錮以上)
執行猶予中の者	含む	含まない
刑の執行の終了又は失効後 欠格事由に該当する期間	2年を経過するまで [22-29-オ]	終了又は失効日まで

■ 関連知識 ■

- 破産手続開始の決定は、取締役の欠格事由とはされていない(会331 I 参照)。[22-29-7]
→株式会社と取締役との関係は委任に相当するため、委任の終了事由にはなる。(民653②)

2 取締役の員数

(1) 原則

1人以上で足りる（会326 I）。

(2) 例外

取締役会設置会社においては、3人以上でなければならない（会331 V）。

そして、監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会331 VI）。

3 取締役の任期

(1) 一般的な任期

(a) 原則

取締役の任期は、選任後2年以内（監査等委員会設置会社の監査等委員でない取締役又は指名委員会等設置会社の取締役にあっては、1年以内）に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする（会332 I 本文・332 III VI）。

※[R2-29-1]

(b) 例外

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することができる（会332 I IV）。これに対して、監査等委員である取締役の任期は短縮することができない（会332 IV）。[R2-29-7]

また、非公開会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）においては、定款によって、任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる（会332 II）。[R2-29-I・ウ]

※定款変更があった場合の新任期の適用につき[R2-29-ウ]

(2) 特殊な任期

(a) 補欠規定、増員規定

任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期を、株主総会決議又は定款の定めにより、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとすることができる。これに対して、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を、定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることができる（会332 V）。

また、増員として選任された取締役（監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役を除く。）の任期を、他の取締役の任期の満了する時までとすることもできる。

■関連知識■

- 定款に補欠規定があるとしても、任期が短縮される補欠役員を選任するには、株主総会の選任決議の際に、被選任者が補欠であることを明示する必要がある。[29-31-I]

(b) 一定の定款変更があった場合

次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に**満了**する（会332VII）。

- ① 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更 [26-30-1]
- ② 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更 [R4-31-1]
- ③ その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社がするものを除く。）

ワンポイント解説

(1) 監査等委員会又は指名委員会等の設置または廃止に関する定款変更
監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社とそれ以外の会社との間では、取締役の権限が大きく異なり、また、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、社外取締役が最低で2人以上必要となる。

↓

したがって、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社とそれ以外の会社との間においては、取締役に求められる具体的な資質・要件も異なりうるものと考えられる。

↓

よって、監査等委員会若しくは指名委員会等を置く旨の定款の変更又は監査等委員会若しくは指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更の効力発生時に、在任中の取締役の任期は終了することとし、新たに取締役を選任し直さなければならないこととしている（会332VII①②）。

(2) 株式の譲渡制限に関する定款の変更

会社法では、公開会社でない会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）の場合定款に定めを設けることにより、取締役の任期を最長で選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで伸長することを認めている。

↓

その結果、公開会社以外の会社がいったん役員の任期を伸長する定款の定めを設けた後に、公開会社となる旨の定款変更をした場合の在任中の取締役の任期の取扱いが問題となる。

↓

この場合において、伸長された任期をそのまま維持することは、公開会社の取締役の任期を、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとした趣旨が没却される。

↓

そこで、会社法では、公開会社となる旨の定款変更を行った場合には、当該定款変更が効力を生じた際に在任中の取締役の任期は終了するものとしている(332Ⅶ③)。

↓

なお、公開会社が公開会社でなくなる場合については、公開会社でない会社であっても、定款に別段の定めを設けない限り、取締役の任期は公開会社におけるものと変わらないことから、自動的に取締役の任期が延長されることにはならないため、特段の規定は設けていない。

■ 役員等の任期のまとめ

役員の種類		任 期	短 縮	伸 長
取締役	原 則	選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(会332Ⅰ)	○ (会332Ⅰ但書)	非公開のみ ○ (会332Ⅱ)
	監査等委員 である取締 役	選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(会332Ⅰ)	× (会332Ⅳで332Ⅰ但 書除外)	× (非公開でも×) (会332Ⅱ括弧書)
	監査等委員 でない取締 役	選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(会332Ⅲ)	○ (会332Ⅰ但書)	× (非公開でも×) (会332Ⅱ括弧書)
	指名委員会 等設置会社 の取締役	選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(会332Ⅵ)	○ (会332Ⅰ但書)	× (非公開でも×) (会332Ⅱ括弧書)
執行役		選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで(会402Ⅶ)	○ (会402Ⅶ但書)	×
会計参与		選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(会334・332Ⅰ)	○ (会334・332Ⅰ但書)	非公開のみ ○ (会334・332Ⅱ)
監査役		選任後 <u>4年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(会336Ⅰ)	×	非公開のみ ○
会計監査人		選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(会338Ⅰ)	×	×

二 取締役の職務・権限

1 株式会社の業務執行

次表を参照いただきたい。

■ 株式会社の業務執行

	取締役会非設置会社	取締役会設置会社
業務 執行者 [18-33-I] (注1)	取締役(会348 I) → 定款で別段の定め可	① 代表取締役(会363 I ①) ② 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの(業務執行取締役)(会363 I ②)(注2)
業務執行 の決定	取締役が2人以上ある場合は、取締役の過半数(会348 II) → 定款で別段の定め可	取締役会(会362 II ①)
業務執行 の決定の 委任	一定の重要な業務執行(注3)の決定を各取締役に委任することはできない(会348 III)。	一定の重要な業務執行(注4)の決定を各取締役に委任することはできない(会362 IV)。

(注1) これらの取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない(会363 II)。

(注2) 株式会社(指名委員会等設置会社を除く。)が社外取締役に置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる(会348の2 I)。

(注3)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 支配人の選任及び解任 ② 支店の設置、移転及び廃止 ③ 株主総会及び種類株主総会の招集事項 ④ 内部統制システム(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)の整備
→ 大会社においては、決定しなければならない(会348 IV)。 ⑤ 定款の定めに基づく取締役等による役員等の責任の免除 |
|---|

(注4)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 重要な財産の処分及び譲受け ② 多額の借財 ③ 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任 ④ 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤ 募集社債の総額その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令(施規99)で定める事項 ⑥ 内部統制システム(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)の整備
→ 大会社においては、決定しなければならない(会362 V)。 ⑦ 定款の定めに基づく取締役等による役員等の責任の免除 |
|---|

2 株式会社の代表権

(1) 原則

取締役は、各自、株式会社の代表権を有する（会349 I 本文・II）。

(2) 例外

他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、その者が株式会社を代表する（会349 I 但書）。



ワンポイント解説

「他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合」とは、株式会社が会社を代表する者を定めた場合のみならず、裁判所等が、会社の代表者を定めた場合を含み、具体的には、以下の場合がこれに該当する。

- ① 非取締役会設置会社において、定款、定款の定めに基づく取締役の互選または株主総会の決議により、代表取締役を定めた場合（会349 III）
- ② 取締役会設置会社において、代表取締役を定めた場合（会362 II ③・III）
- ③ 指名委員会等設置会社において、代表執行役を選定した場合（会420 I）
指名委員会等設置会社において執行役1人のみの場合には、会社法420条1項により当該執行役が代表執行役となるが、同項は「選定されたものとする」と規定しており、「株式会社を代表する者を定めた場合」に該当する。
- ④ 裁判所が、「一時代表取締役の職務を行うべき者」（会351 II）や「代表取締役の職務を代行する者」（会352 I）を定めた場合

三 取締役の義務

1 忠実義務・善管注意義務

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない(会355)。一方で、株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う(会330)とされているので、取締役は善管注意義務を負う(民644)が、この忠実義務と善管注意義務は、同質の義務と解されている(最判昭45.6.24)。

2 競業取引の制限

(1) 意義

「取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき」には、当該取締役は、**株主総会**(取締役会設置会社においては**取締役会**)において、当該取引につき重要な事実を開示し、**事前にその承認**を受けなければならない(会356 I ①・365 I)。[18-33-才]

(2) 違反の効果

承認を受けることなくなされた競業取引は**有効**である。

■関連知識■

□ 株式会社A社の代表取締役Bが、A社と同種の事業を営む他の株式会社の取締役に就任するには、A社の取締役会の承認を得ることを要しない。[18-31-I]

3 利益相反取引の制限

(1) 意義

「取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき」又は「株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき」には、当該取締役は、**株主総会**(取締役会設置会社においては**取締役会**)において、当該取引につき重要な事実を開示し、**事前にその承認**を受けなければならない(会356 I ②③・365 I)。

(2) 社外取締役がいる場合

株式会社(指名委員会等設置会社を除く。)が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる(会348の2 I)。

推論対策 取締役の忠実義務

	同質説（判例）	異質説
論点	株式会社と取締役との関係は委任に関する規定に従う（会330）とされており，取締役は，その職務を遂行するにつき，善良な管理者としての注意義務を負う（民644）ことになるが，会社法355条により取締役に課された「忠実義務」とこの「善管注意義務」との関係をどのように解するべきか。両者は同質の義務であるのか異質の義務であるのかが問題となる。	
学説	両者は同質の義務である。	両者は異質の義務である。
理由	<p>① 会社法355条の取締役の忠実義務は，<u>委任関係に伴う善管注意義務を取締役について強行規定としたものである。</u></p> <p>② <u>我が国の私法体系は過失責任を原則としており</u>，取締役が忠実義務に違反したか否かについても，<u>行為当時の状況において取締役に要求される能力や水準に照らして不合理な判断がされなかったか等を基準に判断されるべきである。</u></p>	<p>① 会社法355条の取締役の忠実義務は，<u>取締役がその地位を利用し会社の犠牲において自己又は第三者の利益を図ってはならないとするもの</u>であり，善管注意義務とは内容を異にする。</p> <p>② 取締役の忠実義務違反は，<u>故意過失を問わない結果責任</u>であり，<u>取締役の判断を事後的・結果的に評価して義務違反の責任を問うこととしたもの</u>である。</p> <p>③ 会社が回復できる損害の範囲を，会社が現実に被った損害だけではなく，<u>忠実義務違反によって取締役が得た利益の全部にまで及ぼすべき</u>である。</p>

■関連判例■

- 会社法355条の規定は，同法330条，民法644条に定める善管義務をふえんし，かつ，一層明確にしたにとどまり，通常の委任関係に伴う善管義務とは別個の，高度な義務を規定したものではない（最大判昭45.6.24）。取締役が会社を代表して政治資金を寄附することは，その会社の規模，経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して，合理的な範囲内においてなされるかぎり，取締役の忠実義務に違反するものではない（同判例）。

(2) 違反の効果

承認を受けることなくなされた利益相反取引は、会社と取締役の間では無効である。
 ただし、第三者との関係では、会社が当該第三者の悪意又は重過失を立証しない限り、
 会社は当該第三者に無効を主張することはできない（相対的無効）。[24-30-1]

■ 競業取引と利益相反取引

	競業取引	利益相反取引
規制対象	取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき	① 直接取引 → 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき 取締役が株式会社に対して無利息で金銭を貸し付ける行為は、承認を受けることを要しない。利息付の場合は、承認を受けることを要する。[24-30-1][30-30-7] ② 間接取引 → 株式会社が取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき[24-30-1]
事前承認	株主総会（取締役会設置会社においては <u>取締役会</u> ）の承認を要する（会356 I・365 I）。	
違反の効果	<u>有効</u>	無効 ただし、善意・無重過失の第三者には無効主張できない（ <u>相対的無効</u> ）。
事後報告	取締役会設置会社においては、上記の取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を <u>取締役会</u> に報告しなければならない（会365 II）。[30-30-1]	

■ 関連判例 ■

□ 株式会社（取締役会設置会社）と取締役個人との間の取引について取締役会の承認を受けることを必要とするものと定めた趣旨は、会社と取締役との間で利害の対立する取引について、取締役が会社の利益の犠牲において私利をはかることを防止し、会社の利益を保護することを目的とするものであるから、右趣旨からすると、会社が取締役個人に対して貸し付けた金員の返還を求めた場合に、取締役が取締役会の承認の欠缺を理由としてみずからその貸付の無効を主張することは、許されない（最判昭48.12.11）。[24-30-7]

□ 株式会社（取締役会設置会社）と取締役に利益相反取引がなされる場合でも、右取締役が会社の全株式を所有し、会社の営業が実質上右取締役の個人経営のものにすぎないときは、右取引によって両者の間に実質的に利害相反する関係を生ずるものでなく、右取引については、会社法所定の取締役会の承認を必要としない（最判昭45.8.20）。[24-30-1]



発展論点

—事前承認義務を負う取締役と事後報告義務を負う取締役—

利益相反取引について、事前に株主総会・取締役会の承認を受ける義務を負う取締役の範囲と、当該利益相反取引が行われた後に報告義務を負う取締役の範囲を比較すると次表のとおりとなる。

(○=義務あり, ×=義務なし)

	取締役の範囲	事前承認 義務	事後報告 義務 (注)
直接 取引	直接取引で相手方となる (なった) 取締役	○	○
	直接取引で株式会社側を代表・代理する (した) 取締役	×	○
間接 取引	間接取引で利益を受ける (受けた) 取締役	○	×
	間接取引で株式会社側を代表・代理する (した) 取締役	×	○

これは、会社法356条1項の事前承認を得る義務は取締役の忠実義務を具体化するものであるため、間接取引により利益を得る取締役を含め、実際に利益が帰属しうる取締役がその義務を負うべきであるのに対し、会社法365条2項の事後報告義務は取締役会の承認決議に従って取引が行われたかどうか等を確認するためのものであるため、会社側で取引をした取締役であっても、実際に取引に関与した取締役が報告義務を負うべきであり、逆に、間接取引により利益を得る取締役は、取引当事者ではないことから、実際におこなわれた取引の詳細がわからない場合もあるため、義務を負わせることができないという理由によるものである。

なお、間接取引により利益を受ける取締役が当該間接取引の存在自体を知らない場合であっても、会社法356条1項3号が適用されるので、事前に説明・承認のない間接取引は相対的無効となり、当該取締役には任務懈怠が認められることになる。ただし、当該取締役は、自己の善意・無過失を立証することにより、損害賠償義務を免れる余地はある。

(注) 非取締役会設置会社は事後報告義務はない。

四 違法行為差止請求権，各種報告義務

次表を参照いただきたい。

■ 違法行為差止請求権（監査役は業務監査権限を有する者に限る。）

差止請求権者	違法行為の主体	違法行為の内容	会社に生ずるべき損害の程度
6か月（※）前から引き続き株式を有する株主（会360 I III・422 I）	取締役・執行役	株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし，又はこれらの行為をす るおそれがある場合	「著しい損害」 [20-33-ウ] → ただし，監査役設置会社・監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては，「回復することができない損害」（注） [18-35-I]
監査役（会385 I） [20-33-オ] [25-31-オ] [28-31-I]	取締役		「著しい損害」
監査等委員 （会399の6 I）	取締役 [28-31-I] [R3-31-I]		
監査委員（会407 I）	取締役・執行役		

（注） 監査役設置会社・監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社において「回復することができない損害」とされているのは，「著しい損害」の場合には監査役・監査等委員・監査委員に差止請求が認められているからである。[25-31-7]

（※） 定款でこれを下回る期間を定めることができる。

非公開会社にあつては，6か月の保有期間制限はない（会360 II・422 II）。

■ 各種報告義務（監査役は業務監査権限を有する者に限る。）

報告義務者	報告先	報告すべき場合
会計参与 (会375)	① 監査委員会 ② 監査等委員会 ③ 監査役会 ④ 監査役 ⑤ 株 主	取締役（・執行役）の職務の執行に関し <u>不正の行為</u> 又は <u>法令若しくは定款に違反する重大な事実</u> があることを発見したとき。
会計監査人 (会397) [R2-30-ウ]	① 監査委員会 ② 監査等委員会 ③ 監査役会 ④ 監査役	
監査役 (会382)	① 取締役会 ② 取締役	取締役（・執行役）が <u>不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがある</u> と認めるとき、又は <u>法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実</u> があると認めるとき。
監査委員 (会406) 監査等委員 (会399の4) [R3-31-ア]	取締役会	
取締役 (会357)	① 監査等委員会 ② 監査役会 ③ 監査役 ④ 株 主 [20-33-イ][25-31-ウ]	株式会社に <u>著しい損害を及ぼすおそれのある事実</u> があることを発見したとき。
執行役 (会419 I)	監査委員	

(注) 報告先の番号は、①があれば①に報告、①がなければ②に報告、… というように、報告先とされる機関の優先順位を表す。

図表 1～2 段目 「会」→「監」に報告	会計参与・会計監査人は業務監査権を有していないため、業務監査権を有する者に報告をして業務監査権を発動させるため
図表 3～4 段目 「監」→「取」に報告	取締役（会）の自己是正権を発動させるため
図表 5～6 段目 「取」「執」→「監」に報告	前頁の差止請求権を有する者に報告をして差止請求権を発動させるため

— MEMO —

P28

【株式会社の機関設計】

A□ 株式会社には、取締役を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-1]

そのとおり

A□ 会社法上の公開会社には、取締役会を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-2]

そのとおり

A□ 取締役会を置いた場合には、監査役、監査等委員会又は指名委員会等のいずれかを必ず置かなければならない。× [司 19-41-3]

取締役会を置いても、監査等委員会又は指名委員会等を置くことを要しない
また、取締役会を置いても、非公開会社である会計参与設置会社であれば、監査役を置くことを要しない

A□ 取締役会を置かない場合には、監査役会及び監査等委員会又は指名委員会等のいずれも置くことができない。○ [司 19-41-4]

そのとおり

A□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない。○ [司 22-41-ア]

そのとおり

A□ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない会計監査人設置会社は、監査役を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役を置くことができる。× [司21-44-エ]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会計監査人設置会社は、当該会計監査人設置会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、**監査役会**を置かなければならない。× [司22-41-イ]

会計監査人設置会社 → 「監査役」を置かなければならない

□ 会社法上の**公開会社であり、かつ、大会社**である会計参与設置会社は、**監査役会**を置かなければならない。× [28-30-エ]

ひっかけ その会社が指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社の場合は、監査役会を置くことができない

A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、監査役会を置くことを要しないが、定款の定めによって、監査役会を置くことができる。○ [司21-44-ア]

そのとおり

A□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して

会社法上の公開会社である大会社は、取締役会を置かなければならず、かつ、当該大会社が監査等委員会又は指名委員会等設置会社である場合を除き、監査役会も置かなければならない。○ [司22-41-エ]

そのとおり

A□ 大会社でない指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かないことができる。× [28-30-イ]
指名委員会等設置会社 → 会計監査人の設置義務あり

A□ 大会社には、会計監査人を必ず置かなければならない。○ [司 19-41-5]
大会社 → 会計監査人の設置義務あり

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して
会社法上の公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。○ [司 22-41-ウ]
大会社 → 会計監査人の設置義務あり

□ 株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関して
監査等委員会又は指名委員会等設置会社は、大会社であることを要しないが、会社法上の公開会社でなければならない。× [司 22-41-オ]
大会社であることも要しないし、公開会社であることも要しない

A□ 大会社でない株式会社が事業年度の途中において募集株式を発行したことによって資本金の額が5億円以上となった場合には、当該株式会社は、資本金の額が5億円以上となった時から大会社となる。× [28-30-ア]
資本金の額が5億円以上計上された貸借対照表が定時株主総会で承認された時から大会社となる

A□ 会社法上の公開会社でない大会社は、取締役会を置かなければならない。× [28-30-ウ]
公開会社でない → 取締役会の設置義務なし

P31

【社外取締役の設置義務等】

A□ 会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社（金融商品取引法により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社とする）は、社外取締役を置かなければならない。○[28-30-オ] 改

そのとおり

□ 親会社の代表取締役は、その子会社である株式会社の社外取締役となることができる。× [司20-41-ア]

親会社関係者 → 社外性を欠く

P34

【役員の解任】

A□ 株主総会が取締役の解任決議をするには、正当な理由が必要である。× [司18-44-5]

役員及び会計監査人 → いつでも株主総会の決議によって解任することができる

□ 監査役は、正当な理由がない限り、株主総会の特別決議によっても、解任することができない。× [司20-43-エ]

役員及び会計監査人 → いつでも株主総会の決議によって解任することができる

A□ 累積投票によって選任された取締役の解任及び監査役の解任を株主総会の決議によって行う場合には、いずれも特別決議によって行う。○ [19-31-イ]

累積投票取締役の解任及び監査役の解任はいずれも特別決議

A□ 株式会社（監査等委員会設置会社及び清算株式会社を除く。）の取締役及び監査役に関して

累積投票により選任された取締役を解任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。○ [26-30-ウ]

累積投票取締役の解任は特別決議

□ 種類株式発行会社でない甲株式会社において、株主Aが200株、株主Bが180株、株主Cが100株、株主Dが40株、株主Eが20株をそれぞれ保有し、その他に株主が存しない場合で、議決権を行使することができる株主の全員が株主総会に出席し、かつ、議決権の不統一行使はされていない

監査役を解任する株主総会の決議において、A及びCのみが賛成する場合、当該決議は可決される。× [23-30-オ]

特別決議 → 300個/540個で不可

- 監査役は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う株主総会決議で解任される。× [司19-44-1]

監査役の解任 → 特別決議

- 取締役を解任する株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。× [司20-41-エ]

取締役の解任 → 普通決議

- 取締役（累積投票によって選任された取締役を除く。）の解任の決議と、監査役の解任の決議とは、決議要件が同じである。× [司22-42-1]

取締役の解任 → 普通決議

監査役の解任 → 特別決議

P35

【監査役等による会計監査人の解任】

- A□ 監査役会設置会社においては、会計監査人が職務上の義務に違反したときは、**監査役の過半数をもって行う監査役会の決議**により、その**会計監査人を解任**することができる。× [19-31-イ]

監査役の全員の同意 が正しい

- 監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）に関して

甲社の**監査役会が会計監査人を職務を怠ったことを理由として解任**する場合には、**監査役の過半数の同意**によって行わなければならない。× [21-29-エ]

監査役の全員の同意 が正しい

- 監査役設置会社（清算株式会社を除く。）の監査役に関して

監査役会設置会社において、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、**監査役会によるその会計監査人の解任**は、**監査役の全員の同意**によって行わなければならない。○ [30-31-ウ]

監査役の全員の同意 が正しい

- 監査役が2人以上ある場合には、監査役は、いつでも、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任することができる。× [司21-44-イ]

いつでも解任できるわけではなく、会計監査人の義務違反等が要件とされる

- 監査役が3人いる場合には、そのうちの2人の同意により、職務を怠った会計監査人を解任することができる。× [司25-43-イ]

監査役全員の同意 が正しい

P36

【役員の解任の訴え】

A□ 会計参与は、株式会社の役員の解任の訴えの対象となる。○ [24-31-エ]

役員の解任の訴えの対象となる者 → 取締役、会計参与、監査役

A□ 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役Aが法令に違反する行為（以下「本件行為」という。）をし、これによって、著しい損害が生ずるおそれが甲社に発生した場合に関して

会社法所定の要件を満たす株主は、Aを解任する旨の議案が株主総会において否決された場合でなくても、裁判所の許可を得て、訴えをもってAの解任を請求することができる。× [25-31-イ]

取締役の解任の訴えを提起するには、前提として解任の議案が株主総会で否決されたことを要する

□ 種類株式発行会社でない監査役会設置会社における株主の権利に関して

取締役の職務の執行に関し不正の行為があった場合には、会社法所定の要件を満たす株主は、その取締役を解任する旨の議案が株主総会において否決されたかどうかを問わず、その取締役の解任の訴えを提起することができる。× [司 23-43-エ]

取締役の解任の訴えを提起するには、前提として解任の議案が株主総会で否決されたことを要する

□ 会社法所定の要件を満たす株主は、代表取締役の職務の執行に関し法令に違反する重大な事実があった場合には、その代表取締役を取締役から解任することを議案とする株主総会が開催されたか否かを問わず、訴えをもってその解任を請求することができる。× [司 26-44-3]

取締役の解任の訴えを提起するには、前提として解任の議案が株主総会で否決されたことを要する

A□ 株主は、退任後もなお役員としての権利義務を有する者については、その者が職務の執行に関し不正の行為をした場合であっても解任の訴えを提起することはできない。○ [22-34-ウ]

権利義務者を解任することはできない

P37

【累積投票】

A **会計参与**については、**累積投票による選任の制度は存しない**。○ [24-31-ウ]

累積投票は取締役の制度である

A 監査役の選任決議について、累積投票の制度が認められる。× [司 19-44-ア]

累積投票は取締役の制度である

株式会社は、定款において定めれば、株主からの請求があっても、取締役の選任の場合の累積投票を行わないことができる。○ [司 18-44-3]

累積投票 → 定款で排除可

P38

【監査役の選任に関する同意権】

- 監査役会設置会社においては、取締役は、**会計参与の選任に関する議案**を株主総会に提出するには、**監査役会の同意**を得なければならない。× [24-31-オ]

監査役（会）の同意を得なければならないのは、「監査役の選任」に関する議案を提出する場合

- 取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
○ [司25-46-ウ]

監査役の「選任」に関する議案を提出する場合、監査役（会）の同意を得なければならない

- A□ 取締役は、監査役がある場合において、**監査役の選任に関する議案**を株主総会に提出するには、**監査役の意見を聴かなければならないが、その同意を得る必要はない**。× [19-31-ウ]

監査役の「選任」に関する議案を提出する場合、監査役（会）の同意を得なければならない

- A□ 監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）に関して

甲社の取締役は、**監査役の解任**を株主総会の目的とする場合には、**監査役会の同意**を得なければならない。
× [21-29-イ]

監査役（会）の同意を得なければならないのは、監査役の「選任」に関する議案を提出する場合

- 株式会社（監査等委員会設置会社及び清算株式会社を除く。）の取締役及び監査役に関して

監査役会設置会社において、取締役が**監査役の解任に関する議案**を株主総会に提出するには、**監査役会の同意**を得なければならない。× [26-30-エ]

監査役（会）の同意を得なければならないのは、監査役の「選任」に関する議案を提出する場合

- 監査役設置会社（清算株式会社を除く。）の監査役に関して

取締役は、監査役会設置会社以外の監査役設置会社において、**監査役の選任に関する議案**を株主総会に提出するには、**監査役が二人以上ある場合にあっては、その全員の同意**を得なければならない。× [30-31-イ]

全員の同意ではなく、過半数の同意である

P38

【意見陳述権】

A□ 監査役会設置会社の監査役は、株主総会において、取締役の選任について監査役会の意見を述べることができる。監査等委員会設置会社の監査等委員会を選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任について監査等委員会の意見を述べることができる。× [28-31-ウ]

前段が誤り なお、本肢の「意見陳述権」は「同じ役職の選任等」について意見を述べる権利であるが後段がその例外に当たり、「別の役職の選任等」について意見を述べる権利とされている

A□ 会計参与は、株主総会において、会計参与の解任について意見を述べることができる。○ [R3-30-ア]
そのとおり

P42

【補欠役員の選任】

- 教授： 次に、株主総会の決議によって、会社法又は定款で定めた監査役の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の監査役を選任することができますが、例えば、5名以内の監査役を置くという定款の定めがある監査役会設置会社であるA株式会社（以下「A社」という。）の5名の監査役のうち、3名が社外監査役である場合において、社外監査役ではなく、かつ、常勤の監査役でもない監査役1名が死亡したときは、補欠の監査役は、監査役に就任することができますか。

学生： いいえ。会社法で定めた監査役の員数及び定款で定めた監査役の員数をいずれも満たしているの
で、補欠の監査役は、監査役に就任することができません。○ [29-31-ウ]

監査役は4名残っている → 欠員は生じていない

- 教授： それでは、A社の5名の監査役のうち、3名が社外監査役である場合において、常勤の監査役ではない社外監査役1名が死亡したときは、補欠の社外監査役は、社外監査役に就任することができますか。

学生： はい。会社法で定めた社外監査役の員数を満たしていないので、補欠の社外監査役は、社外監査役に就任することができます。× [29-31-エ]

監査役は4名残っている → 欠員は生じていない

- 教授： 最後に、A社の5名の監査役のうち、1名だけが社外監査役ではなく、かつ、常勤の監査役である場合において、その常勤の監査役が死亡したときは、補欠の監査役は、監査役に就任することができますか。

学生： はい。会社法上、監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならないので、補欠の監査役は監査役に就任することができます。× [29-31-オ]

監査役は4名残っている → 欠員は生じていない

P43

【役員等に欠員を生じた場合の措置】

- 取締役会設置会社でない株式会社に関して

仮処分命令により選任された代表取締役の職務を代行する者は、仮処分に別段の定めがある場合を除き、当該株式会社の代表取締役と同一の権利義務を有する。× [18-33-ウ]

ひっかけ 代表取締役の「職務代行者」の権限は、原則として会社の常務に属する行為に限られる
代表取締役と同一の権利義務を有するのは、「仮」代表取締役である

- A□ 株式会社（監査等委員会設置会社及び清算株式会社を除く。）の取締役及び監査役に関して

3人以上の取締役を置く旨の定款の定めのある取締役会設置会社において、取締役として代表取締役A並びに代表取締役でない取締役B、C及びDの4人が在任している場合において、Aが取締役を辞任したときは、Aは、新たに選定された代表取締役が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。× [26-30-オ]

Aは代表取締役の前提資格である取締役資格を失っている → 代表取締役として権利義務を有することもない

- 取締役全員の任期が満了したが、会社の内紛で株主総会が開催できず取締役の選任決議ができない場合には、従前の代表取締役は、依然として会社を代表する権限を有する。○ [司 18-45-オ]

そのとおり

P44

【取締役の資格】

A□ **持分会社**は、当該持分会社の社員から取締役として職務を行うべき者を選任し、株式会社にその者の氏名及び住所を通知した場合であっても、当該**株式会社の取締役となることができない**。○ [22-29-エ]

法人 → 取締役の欠格事由

A□ 会社法上の**公開会社でない**株式会社において、**取締役が株主でなければならない旨を定款で定めている****場合**には、**株主でない者は、取締役となることができない**。○ [22-29-イ]

非公開会社は定款で取締役の資格を株主に限定することができる

□ 会社法上の**公開会社でない**株式会社においては、**取締役が株主でなければならない旨を定款に定めること**が**できる**。○ [R4-31-ア]

非公開会社は定款で取締役の資格を株主に限定することができる

□ 会社法上の公開会社においては、定款の定めによっても、取締役の資格を株主に限定することができない。
○ [司18-44-1]

公開会社は定款で取締役の資格を株主に限定することができない

A□ **取締役会設置会社（監査等委員会設置会社を除く。）の支配人又は代表取締役に**関して

未成年者であっても、**支配人**又は**代表取締役**に**なることができる**。○ [18-31-ア]

そのとおり

A□ **未成年者**は、取締役に就任することについて法定代理人の同意を得た場合であっても、**取締役となることができない**。× [22-29-ウ]

未成年者 → 取締役の欠格事由ではない

A□ **成年被後見人及び被保佐人**は、**取締役となることができない**。× [R4-31-ウ]

成年被後見人・被保佐人 → 取締役の欠格事由ではない

A **会社法上の特別背任罪**を犯し懲役に処せられた者は、取締役就任しようとする日の**3年前にその刑の執行を終えた場合**であっても、**取締役となることができない**。× [22-29-オ]
2年を経過しているので取締役となることができる

A **破産手続開始の決定を受けた者**は、復権を得ない限り、**取締役となることができない**。× [22-29-ア]
破産手続開始決定 → 取締役の欠格事由ではない

株式会社は、破産手続開始の決定を受け、復権していない者を取締役として選任することができる。○ [司18-44-4]
破産手続開始決定 → 取締役の欠格事由ではない

P45

【取締役の任期】

- 会社法上の「公開会社ではない監査役設置会社」においては、「個々の取締役ごとに異なる任期」を定めることは「できない」。× [R2-29-エ]

個々の取締役ごとに異なる任期を定めることもできる

- A 「監査等委員会設置会社」においては、定款又は株主総会の決議によって、「監査等委員である取締役の任期」を選任後「1年」以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることは「できない」。○ [R2-29-ア]

監査等委員である取締役の任期を短縮することはできない

- A 会社法上の「公開会社ではない監査等委員会設置会社」においては、定款によって、「取締役の任期」を選任後「10年」以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることは「できない」。○ [R2-29-イ]

監査等委員会設置会社の場合、非公開会社であっても、取締役の任期を伸長することはできない

- A 会社法上の「公開会社ではない監査役設置会社」においては、「定款によらず、株主総会の決議によって」、「取締役の任期」を選任後「10年」以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることが「できる」。× [R2-29-ウ]

任期の伸長は、定款の定めによらなければならない

- A 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない会社法上の公開会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、定款又は株主総会の決議によってその任期を短縮することはできるが、これを伸長することはできない。○ [司20-41-ウ]

非公開会社 → 任期伸長可、 公開会社 → 任期伸長不可

- 取締役会設置会社でない株式会社において、A及びBの2名が取締役に選任され、Aが代表取締役に選定されている場合に関して

会社は、定款によって、取締役の任期を選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めることができる。○ [司24-43-イ]

非公開会社 → 任期伸長可、 公開会社 → 任期伸長不可

取締役会設置会社でない → 非公開会社であることがわかる

P45

【定款による任期の変更】

- A□ 会社法上の公開会社である監査役設置会社において、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする定款の定めについて、取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に現に在任している取締役の任期は、当該定款の変更の後の定款で定めた任期となる。○ [R2-29-オ]

任期の変更があった場合、在任中の取締役にも新任期が適用される

- 教授： それでは、そのような補欠の監査役の任期についての定款の定めがある場合には、この補欠の監査役の任期はどうなりますか。
- 学生： そのような補欠の監査役の任期についての定款の定めがある場合において、選任の際に、株主総会の決議によって、その監査役が補欠であってその任期を退任した監査役の任期の満了する時までとする旨が定められたときは、その補欠の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。○ [29-31-イ]

そのとおり

P46

【一定の定款変更があった場合】

- A□ 株式会社（監査等委員会設置会社及び清算株式会社を除く。）の取締役及び監査役に関して監査役設置会社が指名委員会等を置く旨の定款の変更をした場合には、取締役及び監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。○ [26-30-イ]

定款変更によって取締役又は監査役の任期が満了する一場合である

- 監査等委員会を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。○ [R4-31-エ]

定款変更によって取締役の任期が満了する一場合である

P48

【取締役会非設置会社における取締役の業務執行権】

□ 取締役会設置会社でない株式会社に関して

当該株式会社においては、**取締役の過半数の同意**により**一部の取締役について当該株式会社の業務を執行しないもの**とすることは**できない**。○ [18-33-イ]

難 そのとおり

P50

【競業取引の制限等】

A□ **取締役会設置会社でない株式会社**に関して

当該株式会社の**取締役が自己のために当該株式会社の事業の部類に属する取引**をしようとするときは、**株主総会においてその承認**を受けなければならない。○ [18-33-オ]

競業取引の承認機関 → 株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）

A□ **取締役会設置会社（監査等委員会設置会社を除く。）の支配人又は代表取締役に**に関して

支配人は、当該株式会社の許可を受けなければ、**他の異業種の会社の取締役となることはできない**が、**代表取締役**は、当該株式会社の許可を受けなくても、**他の異業種の会社の取締役となることができる**。○ [18-31-エ]

支配人は他の会社の取締役となることができない

□ 取締役会設置会社の取締役が会社の事業と同じ種類の事業を行っている他の株式会社の業務執行者に就任するためには、当該取締役会設置会社の取締役会の承認を受けなければならない。× [司 21-42-オ]

持分会社の業務執行社員には同趣旨の規制があるが、株式会社の取締役に同規制はない

P52

【利益相反取引の違反の効果等】

- **取締役会設置会社であるA株式会社**（以下「A社」という。）とその**代表取締役X**との利益相反取引に関して

XがA社の取締役会の承認を受けることなくA社を代表して債権者Bに対する自己の債務の引受けをした場合には、A社は、取締役会の承認の欠缺について**Bが悪意であるかどうかを問わず**、**Bに対し、当該債務の引受けの無効を主張することができる**。× [24-30-1]

第三者の利益保護も必要 → **会社は第三者の悪意又は重過失を主張立証してはじめて、当該第三者に対して無効主張できる**

- A□ **代表取締役が会社から買い受けた不動産を第三者に転売した場合において、当該第三者が当該会社と代表取締役との間の売買契約について取締役会の承認を受けていないことを知っていたことを会社が証明した**ときは、当該第三者は、当該不動産を有効に取得することができない。○ [司 18-45-エ]

第三者の利益保護も必要 → **会社は第三者の悪意又は重過失を主張立証してはじめて、当該第三者に対して無効主張できる**

- A□ **取締役が取締役会の承認を受けずに競業取引を行った場合には、当該取引は無効であるが、当該取引の相手方が取締役会の承認を受けていないことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社は、無効であることを当該相手方に対抗することができない**。× [司 19-42-イ]

競業取引の場合、効果は有効である（本肢は利益相反取引の場合の効果）

P52

【利益相反取引に該当するか否か】

A□ 取締役会設置会社であるA株式会社（以下「A社」という。）とその代表取締役Xとの利益相反取引に関して

XがA社に対して無利息かつ無担保で金銭の貸付けをしようとする場合には、Xは、A社の取締役会の承認を受けることを要しない。○ [24-30-エ]

会社が無利息無担保で金銭の貸付けを受ける → 会社にとって不利益はない

A□ 教授：取締役会設置会社が取締役から負担のない贈与を受けることについては、当該取締役会設置会社と取締役との間の取引として取締役会の承認が必要ですか。

学生：取締役会の承認は必要ありません。○ [30-30-ア]

会社が負担のない贈与を受ける → 会社にとって不利益はない

A□ 取締役会設置会社であるA株式会社（以下「A社」という。）とその代表取締役Xとの利益相反取引に関して

XがA社を代表して自らが代表取締役を務めるC株式会社の債務を保証しようとするときは、Xは、A社の取締役会の承認を受けることを要しない。× [24-30-オ]

本肢はいわゆる「間接取引」として利益相反取引に該当する

P52

【利益相反取引の承認等】

A□ 取締役が自己のために取締役会設置会社でない会社と取引をしようとするときに承認を受けなければならない株主総会の決議は、特別決議ではなく、普通決議である。○ [司21-42-ウ]

利益相反取引 → 株主総会の普通決議による承認を受けなければならない

□ 取締役会設置会社でない株式会社において、A及びBの2名が取締役に選任され、Aが代表取締役に選定されている場合に関して

Bが自己のために会社と取引をするときは、Aの同意を受けなければならない。× [司24-43-ア]

利益相反取引 → 株主総会の普通決議による承認を受けなければならない

□ 教授： 最後に、指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社が取締役に対して金銭を貸し付けた後に
とらなければならない手続については、どのような規律がありますか。

学生： 当該貸付けにつき取締役会の承認を受けたか否かにかかわらず、当該取締役会設置会社を代表した取締役及び当該貸付けを受けた取締役は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を取締役に報告しなければなりません。○ [30-30-オ]

取締役会設置会社においては、競業取引又は利益相反取引の後、遅滞なく、重要事項を取締役に報告しなければならない

P52

【利益相反取引に関する判例知識】

- **取締役会設置会社であるA株式会社**（以下「A社」という。）とその**代表取締役X**との利益相反取引に関して

XがA社の取締役会の承認を受けることなく自己のためにA社と取引をした場合であっても、**Xは**、A社に対し、取締役会の承認の欠缺を理由として当該取引の**無効を主張することができない**。○ [24-30-ア]

利益相反取引の規制は会社の利益保護を図ったもの → 無効主張できる者は会社のみ（判例知識）

- 代表取締役が取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合には、特段の事情がない限り、その会社以外の者も、取締役会の決議を経ないことを理由とするその取引の無効を主張することができる。× [司 26-43-オ]

翻 重要な業務執行についての決定を取締役会の決議事項と定めたのは、代表取締役への権原の集中を抑制し、取締役相互の協議による結論に沿った業務の執行を確保することによって会社の利益保護を図ったもの → 無効主張できる者は会社のみ（判例知識）

なお、本肢は利益相反取引に関する判例ではないが、上記の利益相反取引に関する判例とあわせて覚えておけばよい

- **取締役会設置会社であるA株式会社**（以下「A社」という。）とその**代表取締役X**との利益相反取引に関して

Xが自己のためにA社と取引をしようとする場合には、**XがA社の発行済株式の全部を有するときであっても**、XはA社の**取締役会の承認を受けなければならない**。× [24-30-ウ]

取締役が会社の全株式を保有している場合、取締役会の承認を要しない（判例知識）

- 判例によれば、取締役会設置会社において、取締役と会社との間の取引が株主全員の合意によってされた場合には、利益相反取引としての取締役会の承認を受けることを要しない。○ [司 21-42-ア]

利益相反取引について株主全員が同意している場合、取締役会の承認を要しない（判例知識）

P54

【違法行為の差止請求権】

- 監査役を置く取締役会設置会社で、かつ、**監査役**の**監査の範囲**を**会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある**会社において、代表取締役が法令又は定款に違反する行為をした場合に関して
株主が代表取締役に対し当該行為をやめることを請求するには、代表取締役の行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるだけでは足りず、会社に**回復することができない損害**が生ずるおそれがあるときでなければならない。× [20-33-ウ]

監査役**の**権限が**会計監査権のみ** → 株主の差止請求の要件は「著しい損害」のおそれ
 監査役**の**権限が**業務監査権あり** → 株主の差止請求の要件は「回復することができない損害」のおそれ

- A□ **株主**による**取締役の行為の差止請求権**の行使については、**監査役**の**監査の範囲**が**会計に関するものに限定されているか否かによって**、その**要件が異なることはない**。× [18-35-エ]

監査役**の**権限が**会計監査権のみ** → 株主の差止請求の要件は「著しい損害」のおそれ
 監査役**の**権限が**業務監査権あり** → 株主の差止請求の要件は「回復することができない損害」のおそれ

- **種類株式発行会社でない監査役会設置会社における株主の権利**に関して

会社法所定の要件を満たす株主は、代表取締役が法令に違反する行為をするおそれがある場合において、その行為によって会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求することができる。○ [司 23-43-ア]

監査役**の**権限が**会計監査権のみ** → 株主の差止請求の要件は「著しい損害」のおそれ
 監査役**の**権限が**業務監査権あり** → 株主の差止請求の要件は「回復することができない損害」のおそれ
 「監査役会設置会社」とあるから、監査役**の**権限が**業務監査権あり**、と判断することができる

- A□ 監査役を置く取締役会設置会社で、かつ、**監査役**の**監査の範囲**を会計に関するものに限定する旨の**定款の定めがある**会社において、代表取締役が法令又は定款に違反する行為をした場合に関して
代表取締役の行為により会社に**著しい損害**が生ずるおそれがあるときは、**監査役**は、代表取締役に対し、**当該行為をやめることを請求することができる**。× [20-33-オ]

監査役**の**権限が**会計監査権のみ** → 監査役に差止請求権はない

- 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役Aが法令に違反する行為（以下「本件行為」という。）をし、これによって、**著しい損害**が生ずるおそれが甲社に発生した場合に関して
甲社が監査役を置いている場合において、その**監査役の監査の範囲**を会計に関するものに限定する旨の**定款の定めがある**ときは、**監査役**は、Aに対し、**本件行為をやめることを請求することができない**。○ [25-31-イ]

監査役**の**権限が**会計監査権のみ** → 監査役に差止請求権はない

- **監査役会設置会社の監査役**及び**監査等委員会設置会社の監査等委員**は、いずれも、取締役が定款に違反する行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に**著しい損害**が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、**当該行為をやめることを請求することができる**。○ [28-31-エ]

そのとおり

- **監査等委員**は、**監査等委員会により選定されていなくても**、取締役が法令又は定款に違反する行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査等委員会設置会社に**著しい損害**が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、**当該行為をやめることを請求することができる**。○ [R3-31-エ]

差止請求権 → その緊急性から、監査（等）委員についても独任制が採用されている

- A□ 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役Aが法令に違反する行為（以下「本件行為」という。）をし、これによって、**著しい損害**が生ずるおそれが甲社に発生した場合に関して
甲社が会社法上の**公開会社**である場合には、同法所定の要件を満たす**株主**は、Aに対し、**本件行為をやめることを請求することができる**。× [25-31-ア]

監査役**の**権限が**会計監査権のみ** → 株主の差止請求の要件は「著しい損害」のおそれ

監査役**の**権限が**業務監査権あり** → 株主の差止請求の要件は「回復することができない損害」のおそれ

「公開会社」とあるから、監査役**の**権限が**業務監査権あり**、と判断することができる

- 会社法上の公開会社において、会社法所定の要件を満たす株主は、代表取締役が法令に違反する行為をし、その行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その代表取締役に対し、その行為をやめることを請求することができる。× [司26-44-4]

監査役の特権が会計監査権のみ → 株主の差止請求の要件は「著しい損害」のおそれ
 監査役の特権が業務監査権あり → 株主の差止請求の要件は「回復することができない損害」のおそれ
 「公開会社」とあるから、監査役の特権が業務監査権あり、と判断することができる

P55

【各種報告義務】

- 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社において、会計参与は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主に報告しなければならない。○ [司20-44-1]

会計参与は業務監査権を有していないため、業務監査権を有する株主に報告をして業務監査権を発動させるため

- A□ 監査役会設置会社においては、**会計監査人**は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し**不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき**は、遅滞なく、これを**監査役会に報告**しなければならない。○ [R2-30-ウ]

会計監査人は業務監査権を有していないため、業務監査権を有する監査役会に報告をして業務監査権を発動させるため

- 監査役会設置会社においては、会計監査人は、取締役が不正の行為をし、又は不正の行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。× [司26-45-エ]

「取締役会」ではなく「監査役会」が正しい

会計監査人は業務監査権を有していないため、業務監査権を有する監査役会に報告をして業務監査権を発動させるため

- 会社法上の公開会社において、監査役は、代表取締役につき法令に違反する事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければならない。○ [司26-44-5]

取締役会の自己是正権を発動させるため

- **監査等委員**は、**監査等委員会により選定されていなくても**、**法令又は定款に違反する事実があると認めるとき**は、遅滞なく、その旨を**取締役会に報告しなければならない**。○ [R3-31-ア]

取締役会の自己是正権を発動させるため

P55

【差止請求権行使のための報告義務】

A□ 監査役を置く取締役会設置会社で、かつ、**監査役**の**監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある**会社において、代表取締役が法令又は定款に違反する行為をした場合に関して

代表取締役の行為により会社に**著しい損害**が生ずるおそれがあるときは、これを発見した取締役は、直ちに、その事実を**株主に報告**しなければならない。○ [20-33-エ]

本肢の場合、差止請求できるのは株主 → 差止請求権者である株主に報告して差止請求権の発動の契機とするため

□ 取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役Aが法令に違反する行為（以下「本件行為」という。）をし、これによって、**著しい損害**が生ずるおそれが甲社に発生した場合に関して

甲社が**監査役設置会社でない**場合においては、取締役Bは、本件行為により甲社に著しい損害が生ずるおそれがあることを発見したときは、直ちに、これを**株主に報告**しなければならない。○ [25-31-ウ]

本肢の場合、差止請求できるのは株主 → 差止請求権者である株主に報告して差止請求権の発動の契機とするため

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU24406